

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 1 日

各主任研究者 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

健康危険情報の取扱いについて

1. 趣旨

厚生労働省においては、平成 9 年 1 月に厚生労働省健康危機管理基本指針（平成 13 年 3 月 9 日厚生労働省発第 27 号）を制定し、健康危機管理体制の強化を進めており、この一環として、国民の生命及び健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）については、厚生労働省及び日本医療研究開発機構が行う研究助成により研究を実施する研究者から、広く情報収集を図ることとしております。

具体的には以下の事項についてご協力をお願いいたします。

2. 要請事項

- （1）研究の過程において、健康危険情報を把握した場合には、各主任研究者から速やかに厚生労働省災害等危機管理対策室長（〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省大臣官房厚生科学課内 メール：emergency@mhlw.go.jp FAX:03-3503-0183）までご連絡いただくこと。
- （2）分担研究者、研究協力者に対して、健康危険情報を把握した場合には、速やかに主任研究者へ連絡するよう伝達していただくこと。

3. 健康危険情報連絡様式

今般、健康危険情報について厚生労働省にご連絡いただく際に使用する文書の様式は別添の通りです。今後、研究の過程において、健康危険情報を把握した場合は、別添様式を用いて厚生労働省災害等危機管理対策室長まで原則として電子メール（ただし、グレード A 及び B のうち緊急性の高いものは、メールとファックスの両方の方法）にてご連絡くださるようお願いします。